

田園集落「紙漉の里」／建築協定に定められた建築物等に関する基準の概要

項 目	協 定 基 準
敷地	盛土及び分割はできない。ただし、庭園工事等による盛土の場合はこの限りでない。
擁壁	設置してはならない。 ただし、切土法面に設置する擁壁の高さが1.0m以内で、かつ、1.0mを超える部分を芝等で保護する場合を除く。 その場合、材質を自然石又は植栽可能な構造とする。
垣・柵等の構造	木竹造または生垣とし、高さは1.2m以内。
外壁の後退距離	外壁、柱の面から1.5m以上 車庫は1.0m以上
構造	木造
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建専用住宅 ・託児所、診療所を兼ねる住宅で、床面積の1/2以上を居住用とし、かつ、居住部分以外の床面積が50㎡以下のもの ・店舗・事務所その他これに類する兼用住宅で建築基準法施行令130条の3で定めるもの。
建築物の高さ	最高の高さは地盤面から10mを超えないこと
建蔽率・容積率	建蔽率40%以下・容積率60%以下
屋根形状及び勾配	二方向以上で4寸以上の傾斜屋根
屋根、外壁等の色	彩度をおさえ周辺環境に調和した自然な色
物置・車庫	母屋と一体的にする。ただし、母屋と同様な意匠とするものは除く。
プロパンガス	道路から見えない位置に設置するか、若しくは目隠し等を施す。
排水設備	雑排水、汚水は農業集落排水に接続する。
その他	屋外広告物・自動販売機は設置禁止

注) 上記は、協定内容の概要をまとめたものです。詳細については、協定書を確認してください。